

市民に開かれ、市民のための市政を目指す

# 幸手市議会 基本条例を制定

施行は平成27年4月1日

昨年の12月定例会は、11月28日から12月19日までの22日間にわたり開かれました。市長から平成26年度一般会計・特別会計補正予算、条例関係6件、訴えの提起1件、市道路線の変更、指定管理者の指定が各1件、人事案件2件が提案されました。議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例1件を除き、原案どおり承認・可決・同意しました。

また、請願1件、議員提出議案2件が可決されました。なお、一般会計補正予算（第4号）の議会費のうち議員期末手当の修正案が提案され、修正可決されました。

一般質問では、11人の議員が質問に立ち、市政をただしました。

議会基本条例は、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、議会の責務などの基本的事項を定める条例で、議会改革を進める上で根本基準となるものです。

本条例は平成25年第3回定例会において、議会基本条例制定特別委員会を設置。委員会は平成25年9月27日から26年11月21日まで21回開催し、市民説明会に臨みました。

## （条例の概要）

前文

市議会は、市民に開かれ、市民とともに歩む議会、市民のための市政を目指すことを定めています。

### 第1章 総則

第1条（目的）

議会の基本理念、議員の活動原則等を定めています。

第2条（基本理念）

議会は、市民を代表する議事機関として、真の地方自治を希求し活動することを定めています。

### 第2章 議会及び議員の活動

原則

第3条（議会の活動原則）

議会は、執行機関に対し、監視機能と評価を行う。また、情報の公開をすることを定めています。

第4条（議員の活動原則）

議員は、市民の意見の聴取に努め、市民の多様な意思をとらえ、福祉の向上を目指すことを定めています。

第5条（議会の機能強化）

議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行うことを定めています。

第6条（議員間討議会）

議会は、政策立案、提案及び政策提言を推進するため、議員間討議会を行うことを定めています。

第7条（委員会の活動）

委員会は、所管の課題について調査し、政策立案及び政策提言を行うことを定めています。

第8条（党派）

議員は、議会活動を行うため、政策集団としての党派を結成できることを定めています。

### 第3章 市民と議会の関係

第9条（情報の公開）

議会は、議会活動に関する情報を積極的に提供する。また、会議等は原則公開と定めています。

第10条（請願及び陳情）

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うことを定めています。

第11条（市民参加）

議会は、議会報告会や市民との意見交換の場を設け、市民からの政策提案の機会を拡大を図ること

3会場市民説明会





今年も  
よろしく  
お願  
いた  
します

議長

武藤 壽男

副議長

手島 幸成

議員（議席順）

松田 雅代  
小林 啓子  
本田 諤子  
小河 浩和  
小林 英雄  
木村 治夫  
宮本 勝男  
松本 章  
中村 孝子  
小林 順一  
藤沼 順  
小島 和夫  
大久保 忠三

を定めています。

第12条（説明責任）

議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対し説明する責務を有することを定めています。

第4章 議会と執行機関の関係

第13条（議員と市長等執行機関の関係）

議会は、議決責任を果たすため、必要な事項を市長に対し、説明を行うよう求めることができる。一般質問及び委員会での質疑は一問一答方式とする。また、市長等は議員から質疑を受けた時は、議長、当該委員長の許可を得て反問できることを定めています。

第14条（議決事件の追加）

地方自治法に規定する議会の議決事件に、(1)幸手市総合振興計画

基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止。(2)幸手市都市計画マスタープランの策定、変更及び廃止。の2項目を加えています。

第5章 議員の政治倫理・身分・待遇等

第15条（政治倫理）

議員は、市民の負託に応えるため、幸手市議会議員政治倫理条例を遵守することを定めています。

第16条（議員定数）

議員の定数は、幸手市議会の議員の定数を定める条例に定めるところによる。定数を改正するに当たっては、様々な角度から調査及び検討することを定めています。

第17条（議員報酬）

議員報酬は、幸手市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に定めるところによります。

迎えました。

議会といたしましたも昨年12月定例議会において、市民の皆様が開かれた議会、市民の皆様と共に歩む市民の皆様のための議会を目指し、議員および議会のあり方や活動原則をあらためて規定し、議会の役割を明確にした議会基本条例を全会一致で制定いたしました。

本年は市議会の改選ともなりますが、議会に対する限りないご支援を宜しくお願い申し上げます。



市長 藤 壽男  
市議員 手島 幸成

平成27年の年頭に当たり、謹んで挨拶申し上げます。

幸手市にとって待ちに待った圏央道の開通、幸手インターの開設、その関連事業の4号バイパスの4車線化、都市計画道路幸手インター線の一部供用開始と、新たな交通の要衝としてスタートする希望あふれる新年を

第18条（政務活動費）

政務活動費の使途は、常に透明性の確保を定めています。

第19条（議会改革の推進）

議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めることを定めています。

第6章 議会事務局の体制整備等

第20条（議会事務局）

議会は、議会活動の充実を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備について定めています。

第21条（予算及び人員の確保）

議会は、議事機関としての機能を確保、必要な予算及び人員の確保に努めることを定めています。

第22条（議会図書室の充実）

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室の充実を定めています。

第7章 最高規範性と見直し手続

第23条（最高規範性）

この条例は、議会における最高規範であり、他の条例制定、改廃についての整合性を定めています。

第24条（見直し手続）

議会は、この条例の見直しについての基本原則を定めています。

# 市立図書館の指定管理者を定める

## 指定管理者となる団体

### SATTE HAPPINESS TRC GROUP

#### 団体の構成

区分	
代表 団体	東京都文京区大塚3-1-1 株式会社図書館流通センター
構成 団体	東京都千代田区岩本町1-3-9 TRCファシリティーズ株式会社

指定管理者が管理運営する施設と期間

- (1) 幸手市立図書館
  - (2) 幸手市立図書館香日向分館
  - (3) 幸手市西公民館図書コーナー
  - (4) 幸手市北公民館図書コーナー
  - (5) 幸手市南公民館図書コーナー
  - (6) 幸手市東公民館図書コーナー
- 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

## 議員、市長等、教育長及び職員の給与に関する条例の一部改正

平成26年の人事院勧告および埼玉県人事委員会勧告を踏まえ提案されました。

### ◆議員の期末手当

現行の支給割合に据え置く。

★議員期末手当の予算修正に伴い、952千円は予備費に計上。

### ◆市長・副市長の期末手当

現行から0.15月分引上げ。

★市長の期末手当は、平成26年12月、平成27年6月に限り、現行の支給割合に据え置く。

### ◆教育長等の期末手当

現行から0.15月分引上げ。

### ◆職員

給料表を平均0.18%引上げ。勤奨手当は、現行から0.15月分引上げ。

通勤手当を使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引上げ。

## 香日向分館のオープンは

### 平成27年2月12日

○開館時間は午前9時から午後5時まで。

○約2万冊の図書を配架。

○図書室のほか学習室と談話室を設ける。

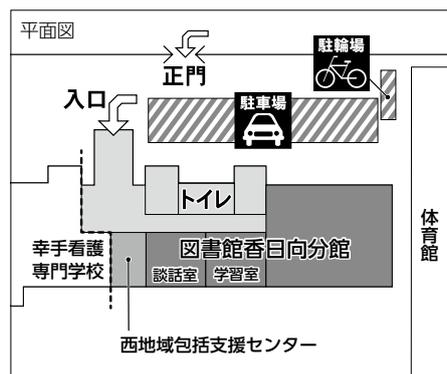
○香日向分館には、コーヒーラウンジの設置が計画されています。



書架搬入中の図書館

## 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治法に基づいて、公の施設の管理を民間団体が行う制度で、施設運営に民間のノウハウが導入されることで、サービスの向上等が期待できるものです。



図書館香日向分館案内図

香日向分館は、旧香日向小の1階の一部を使用します。

図書室は2教室分、学習室と談話室は、それぞれ1教室をあてています。総床面積は約370㎡となっています。

## 人事案件

### 教育委員会委員

深作 昭美 氏

を任命することに同意しました。

### 人権擁護委員

森 久子 氏

を推薦することに同意しました。

## 請願

### 平成26年議請第1号

「家賃改定ルール改悪に反対し、安心して住み続けられる家賃制度を求める請願」

(請願概要)

(1)家賃値上げ幅拡大、改定周期短縮等を策する家賃改定ルール改悪をやめ、機構法付帯決議、住宅セーフティネット法を遵守し、安心して住み続けられる家賃制度に改善すること。

(2)低所得高齢者等への家賃減額措置の充実につとめ、高齢者・子育て世帯の居住安定を図ること。

(3)収益本位の団地統廃合ではなく、まず空き家を早期に解消するなど、公団住宅を公共住宅として守り、国民の住生活向上とコミュニティの形成に大いに役立てること。

以上の請願事項

項また請願趣旨をふまえて、幸手市議会として賛成多数で採択した。

## 決議

### 決議案第1号

「議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議」

(決議概要)

我が国の日の丸は、日本の象徴



である国旗として古くから国民に親しまれ、世界各国からも広く認められ定着しており、公的機関や公的行事において掲揚されている。平成11年には、国旗及び国歌に関する法律が施行され、日の丸と通称されている日章旗を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。

また、幸手市旗は、国旗と同様に自治体のシンボルとして尊重されるものであり、幸手市章は、昭和34年に決定した旧幸手町章を昭和61年の市制施行後にも継承され、さくらの花びらと幸手の頭文字「幸」を図化したもので、さくらの花の美しさを象徴し、住民の融和としあわせを表現したものである。

よって、本市議会は、我が国の国旗に敬意を表し、かつ、幸手市旗の下、市民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

## 報告

### 教育委員会より市立小・中学校管理規則の一部改正について示される

以上提出された決議案が、幸手市議会として賛成多数で可決した。幸手市における今後の学期制の在り方について、平成26年4月に

「2学期制実施から10年目を迎えたことにより、その成果と課題を適切に評価し、学期制の検討をする」ために、幸手市学期制検討委員会を設置し、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成に向けて、次の4つの視点で検討した。

- ①学力と学習意欲の向上
- ②ゆとりの中で、生きる力を育むための有効な学期制の選択
- ③進路選択への影響
- ④長期休業の活用と評価(通知票)との関連

以上の事を考慮し、新たな「3学期制」の選択が望ましいという結論に達した。

### 1 報告

(1)幸手市立小中学校管理規則の一部改正について

#### ①改正点

ア 学年を3学期に分ける。(改正前は2学期)

イ 夏季休業日を8月31日までとする。

(改正前は8月29日まで)

	改正後	改正前
第1学期	4月1日～8月31日	第1学期 4月1日～10月の第2日曜日
第2学期	9月1日～12月31日	第2学期 10月の第2日曜日の翌日
第3学期	1月1日～3月31日	～翌年3月31日
春季休業日	4月1日～4月7日	春季休業日 4月1日～4月7日
夏季休業日	7月21日～8月31日	夏季休業日 7月21日～8月29日
冬期休業日	12月25日～1月7日	冬期休業日 12月25日～1月7日
学年末休業日	3月27日～3月31日	学年末休業日 3月27日～3月31日

## 公共施設を受電を特定規模電気事業者(PPS)に

供給は、株式会社 F-POWER (東京港区)

### 供給対象施設

幸手市役所庁舎、旧保健センター、幸手小学校、行幸小学校、上高野小学校、権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校、長倉小学校、さかえ小学校、さくら小学校、幸手中学校、西中学校、東中学校、中央公民館、北公民館、南公民館、東公民館、図書館、第一保育所、第二保育所、第三保育所、保健福祉総合センター、老人福祉センター、順礼ポンプ場、緑台第1機場、緑台第3ポンプ場の27施設です。

#### ◆供給期間

平成27年1月1日から平成28年3月31日まで。

電気料金は、東京電力と比べ、年間約1180万円の前減額を見込んでいます。

